

川崎市営自転車等駐車場指定管理者 業務仕様書

1 目的

本市が設置する自転車等駐車場（以下「市営自転車等駐車場」という。）は、公共の場所における自転車等の放置による危険又は障害を除去することで、歩行者等の通行の安全と円滑及び災害時における緊急活動の場を確保するとともに、市民自らが自転車等の適正な駐車秩序の確立に努め、安全で住みよい生活環境の維持向上を図ることを目的とした施設です。

本業務は、市営自転車等駐車場の利用を促進し、利用者ニーズに即したサービスを柔軟かつ迅速に提供するとともに、民間事業者のノウハウを活かした管理運営の効率化及びコスト縮減を図ることを目的とする。

2 施設の概要

(1) 管理運営エリア

ア 南部ブロック

川崎区及び幸区内の市営自転車等駐車場 4 6 箇所

イ 中部ブロック

中原区及び高津区内の市営自転車等駐車場 4 1 箇所

ウ 北部ブロック

宮前区、多摩区及び麻生区内の市営自転車等駐車場 6 2 箇所

(2) 名称、所在地、構造、面積、収容台数

別添資料 1 に示すとおりとする。

(3) 対象自転車等

川崎市自転車等放置防止に関する条例（以下「条例」という。）第 19 条に基づき、市営自転車等駐車場に駐車することができる自転車等は、次のとおりとする。

ア 自転車

イ 原動機付自転車

ウ 自動二輪車のうち、総排気量が 0. 1 2 5 リットル以下又は定格出力が 1. 0 0 キロワット以下のもの

3 指定期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで（5 年間）

4 利用時間

条例第21条に基づき、市営自転車等駐車場は、指定管理者が必要に応じてあらかじめ市長の承認を得て休場する場合を除き、常時利用することができる。

なお、地下等の一部施設においては、別添資料1に示すとおり運営時間を定めているものがある。

5 利用種別

条例第20条に基づき、市営自転車等駐車場の利用種別は、次のとおりとする。

(1) 一時利用

1日1回を単位とする利用

(2) 定期利用

1箇月又は3箇月を単位とする利用

(3) 時間利用

時間を単位とする1回の利用のことをいう。ただし、1回の利用で継続して自転車等を駐車することができる時間は72時間を限度とする。

6 利用料金

条例第22条に基づき、利用料金の額は、次の表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

なお、指定管理者は、管理する市営自転車等駐車場の特性を勘案し、市営自転車等駐車場の利用促進と適正な運営に資するものとなるように利用料金の額を定めるものとする。

利用の種別		対象自転車等の種類	金額
一時利用	1日1回	自転車	200円
		原動機付自転車及び対象自動二輪車	300円
定期利用	1箇月	自転車	3,400円
		原動機付自転車及び対象自動二輪車	5,100円
	3箇月	自転車	9,600円
		原動機付自転車及び対象自動二輪車	14,400円
時間利用	1回	自転車	2時間以内は、無料とし、2時間を超える場合にあっては、利用を開始してから24時間までごとに500円
		原動機付自転車及び対象自動二輪車	2時間以内は、無料とし、2時間を超える場合にあっては、利用を開始してから24時間までごとに750円

7 利用料金の免除

条例第23条及び同条例施行規則（以下「規則」という。）第19条に基づき、次の基準の従って利用料金の免除を行っている。なお、利用料金の免除については、市は補てんしない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の規定により保護を受けている者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者及びその付添者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者+
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第27号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判断を受けた者
- (5) その他市長が特に必要があると認める者

8 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者は条例及び規則の規定に基づき、市営自転車等駐車場の管理を行わなければなりません。なお、市営自転車等駐車場の管理のために必要な業務は次のとおりとする。

(1) 施設全般の管理運営に関する業務

ア 市営自転車等駐車場の経営管理

- ・施設の管理運営方針や組織運営方針の策定、モニタリングの実施等の経営管理全般を行うこと。

イ 施設の総務及び経理業務

- ・施設を運営するにあたり必要な備品の管理等の総務業務を行うこと。
- ・施設を運営するにあたり必要な売上の管理等の経理業務全般を行うこと。

ウ 施設の利用促進業務

- ・施設の利用促進計画を策定し、実施運営すること。
- ・利用者の苦情・要望を把握し、施設運営に活かすこと。

エ 施設の安全対策

- ・自然災害、人為災害、事故等の不測の事態（以下「災害等」と言う。）が発生した場合は、利用者の避難誘導や傷病者の救護等の利用者の安全確保を遅滞なく行うこと。また、速やかに本市その他の関係機関に通報すること。
- ・災害等が発生した場合の施設利用については、本市と協議すること。また、災害等に関する警報が発令された場合は、本市と協議の上、施設の維持管理に当たること。
- ・災害等に備えてマニュアルを含む防災計画を策定し、職員に指導を行うこと。また、定期的に防災訓練等を実施すること。
- ・防犯対策に関するマニュアル等の処理手順を作成し、職員に指導を行うこと。
- ・感染症対策に関するマニュアル等を作成し、職員に指導を行うこと。
- ・防犯対策として、施設内及び敷地内の巡回警備を行うこと。

オ 施設及び備品等の管理

・本市より貸与する備品は川崎市物品会計規則第6条及び第11条の規定に基づき適切に管理すること。

・本市の許可なく施設及び備品等の改造又は廃棄を行わないこと。

カ 書類の作成、保管及び提出等

・管理日報、管理月報、四半期報告書、事業報告書、実施計画書、台帳、帳票類等の作成及び提出をすること。

・本市から資料の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。

キ 施設の利用に伴う業務

・利用者の案内及び誘導を行うこと。

・利用料金の取扱、利用料金の免除及び返還手続を行うこと。

・料金未払者への警告、帳簿記載、徴収等を行うこと。

・駐車している自転車等の整理を行うこと。

・施設内及び周辺の巡回点検を行うこと。

・施設内での撤去対象自転車等の利用者への警告を行うこと。

・施設内での撤去対象自転車等に関する区役所、保管所への連絡及び引継ぎを行うこと。

ク 広報・宣伝

・施設及び事業に関する広報を行うこと。

・市から要請があった場合は、市政だより等、市からの配布物の掲出を行うこと。

・常に最新の情報を提供できるようにすること。

(ア) ホームページの開設

a 利用者へのサービス向上の取り組みとして、ホームページを開設し、積極的に情報発信を行うこと。

なお、ホームページへの掲載事項については、別添資料2に示すものを基本とすること。

b ホームページは、次の要綱及びガイドラインに準拠すること。

(a) 川崎市インターネットホームページ運営要綱

(b) 川崎市インターネットホームページ作成ガイドライン

c ホームページにバナー広告を掲載する場合は、次の要領及びガイドラインに準拠すること。

(a) 川崎市ホームページ広告取扱要領

(b) 川崎市ホームページバナー広告表現ガイドライン

(イ) 広報印刷物等に広告を掲載する場合の対応

a 広報印刷物等に広告を掲載する場合は、次の要綱及び基準に準拠すること。

(a) 川崎市広告掲載要綱

(b) 川崎市広告掲載基準

ケ 問合せ窓口の設置

・問合せ、各種手続き（定期購入、障害者割引等）、苦情、陳情等を一元的に対応できる窓口を設置し、体制を整えること。問合せ窓口は、電話や電子メールを利用して対応できる

ようにするとともに、各自転車等駐車場の目立つ位置に問合わせ窓口に関する案内看板を設置すること。

(2) 建物及び附属設備の維持保全に関する業務

ア 建物及び施設の維持管理

- ・建物及び施設の維持管理を行い、安全かつ衛生な環境を保つこと。

イ 設備の運転監視及び保安業務

- ・機械及び設備の運転監視及び保安業務を行うこと。

ウ 設備及び機械等の保守点検

- ・施設内の設備機器（機械式駐輪場、自動ゲートシステム、自動搬送装置、自動券売機、消防設備等）等について、保守点検を行うとともに、故障、事故等が発見された場合は、速やかに修復等の対応を行い、本市へ報告すること。

エ 設備の修繕等

- ・施設及び設備において修繕等の必要が生じた場合は本市に報告し、指定管理者の責任において実施すること。ただし、建物の構造に影響を与える等の大規模な修繕及び改修（指定管理者の責めに帰する事由により必要となった修繕及び改修を除く。）は、本市の費用及び責任において実施するものとする。

オ 消耗品の補充及び交換等

- ・消耗品の補充及び交換等は適切に行うこと。
- ・環境に配慮した製品を購入すること。

カ 清掃、植栽の維持管理等

- ・施設内の清掃及び整理整頓を適宜実施し、安全及び快適な利用環境を確保すること。
- ・施設敷地内の植栽を維持するとともに状況に応じた除草を行うこと。
- ・施設から発生するごみ等については、分別しそれぞれ指定日時に定まった場所に出すこと。

(3) サービス向上に向け推進する業務

ア 電子マネー決済の導入

- ・指定管理者は利用者の利便性向上のため、現在 IC カード等を利用した決済が可能な機器については、継続利用できる環境を整えること。さらに、未設置施設についても積極的な導入に向けた提案を行うこと。

イ 有人施設における思いやりゾーンの設置

- ・指定管理者は利用者への配慮方策として、原則、管理員がいる施設に、体の不自由な方、妊産婦の方、手助けを必要とされている方などが優先的に利用できる思いやりゾーンを設置すること。

ウ 利用料金の免除に係る手続きについて

- ・市は、今後、自転車等駐車場の利用料金の免除に係る手続きの見直しを予定しているため、実施にあたり協力すること。

9 管理の基準（業務遂行上の留意点）

（1）行政財産目的外使用と自主事業について

指定管理者は、市営自転車等駐車をその設置目的以外の目的のために使用することはできない。

ただし、川崎市自転車等の放置防止に関する条例、同規則、協定書、仕様書及び事業計画書等に定める業務に支障をきたすことがなく、かつ市営自転車等駐車の設置目的の範囲内で、施設の利用促進又はサービスの向上のために、独自に企画提案し、自己の責任と費用により自主事業を実施することができる。

実施にあたっては、事前に自主事業計画書及び収支予算書を提出のうえ、市の承認を得る必要がある。また、利用者へのサービスの対価を徴収する場合は、市中価格を参考に、利用者にとって大きな負担にならないように配慮すること。なお、本市の許可なく施設を利用して指定管理者並びに他業者の広告・宣伝は行うことはできない。

<事業例> 災害救援バンダー型飲料自動販売機、売店、AED、施設の有効活用方策など

（2）権利設定の禁止

指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得ることなく、市営自転車等駐車の設備及び物品を第三者に譲渡し、転貸し、又は賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定することはできない。

（3）業務の再委託等について

指定管理者は、個々の業務について第三者への再委託をすることを可能とする。その場合、市内業者の育成及び市内経済の活性化を図るため、可能な限り、市内業者を活用すること。なお、市営自転車等駐車の管理運営業務の主要な部分の全てを第三者へ委託することはできない。

（4）適正な運営の確保

指定管理者は、市営自転車等駐車の管理を行うに当たり、市民の平等な利用を確保しなければならない。

（5）運営体制及び人員配置等

指定管理者は、市営自転車等駐車の円滑な管理運営を図るため、組織及び運営体制を整備するものとする。

- ・ 労務管理、安全衛生管理等についての関係法令を順守し、管理運営を効率的に行うための適正な人数の職員を配置すること。

- ・ 市営自転車等駐車における職員の配置は、原則として午前6時30分から午後8時までとするが、施設の利用状況等に応じ、効果的な対応が図れるよう適切に配置すること。

- ・ 職員の勤務体制を施設の運用に支障がないように整備し、利用者の要望に応えられる体制を構築するとともに、職員の負傷、疾病その他の理由により業務遂行に支障がある場合には、速やかに交代要員を確保する等の対策を講じること。

- ・ 職員には勤務中は名札を着用させ、公の施設の管理運営に従事する自覚を持って勤務させること。

- ・ 指定管理者は、本市が指示する場合には業務の執行体制について改善すること。

(6) 職員の接遇及び利用者対応

- ・職員の資質向上、人材育成を図るため、接遇研修の実施、施設の管理運営に必要な知識及び技術を習得すること。また、毎月実施するセルフモニタリング時に実施状況を報告すること。
- ・利用者に対して、親切かつ丁寧、公正・公平な接遇を行うこと。

(7) 作業報酬の支払いに関すること

川崎市契約条例に規定された「特定契約制度」の対象であり、協定書に作業報酬に関する規定を設ける必要がある。なお、作業報酬下限額の増額による対象労働者に支払われる賃金等の増加分については、指定管理者が負担するものとする。

市は、受注者又は下請け業者等に対し、必要に応じて協定に定められた作業報酬に関する規定の履行状況について調査できるものとし、調査の結果、違反がある場合には、市は受注者に是正措置を求め、もし受注者が調査に応じない場合や是正措置を講じない場合には、指定を取り消し又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとする。

(8) 規則の作成

指定管理者は、施設の適正な管理運営に必要な各種規則を作成する場合は、事前に本市と協議するものとする。

(9) 秘密の保持

指定管理者に係る管理の業務に従事している者は、当該管理の業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、及び不当な目的に利用してはならない。

指定を受けた団体等が指定管理者でなくなった場合（職員が指定を受けた団体等の職員でなくなった場合を含む。）も同様とする。

(10) 個人情報の保護

指定管理者は、川崎市個人情報保護条例、川崎市個人情報保護条例施行規則等を遵守し、個人情報及び業務上知りえた情報について適正に取り扱うものとする。

指定を受けた団体等が指定管理者でなくなった場合（職員が指定を受けた団体等の職員でなくなった場合を含む。）も同様とする。

個人情報の漏えい等の行為には、川崎市個人情報保護条例に基づく罰則が適用される場合がある。

(11) 情報の公開

指定管理者は、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）に基づき、当該指定管理業務に係る情報の公開に関して実施機関に準じた措置を講じること。開示請求に係る公文書に指定管理者の役員又は職員の職、氏名等の情報がある場合で、当該情報とその職務の遂行に係るものであるときは当該情報が開示の対象となる。

(12) 環境配慮等に関する事項

指定管理者は、エネルギーの効率的な運用に努めるとともに、適正なごみの資源化及び減量化に努めるものとする。また、指定管理者は環境負荷の低減に努め、本市が指示する場合は、環境負荷の低減対策を実行するものとする。

(13) その他

指定管理者は、本市の区域内にある他の市営自転車等駐車場との連携を図った運営を行うものとする。

10 業務実施に付随して指定管理者が行う事項等

(1) 管理開始前の準備

指定管理者に指定されたものは、管理運営に係る事前準備を、協定締結後速やかに開始し、管理を開始する日の前日までに完了させるものとする。

(2) 指定終了時における措置等

指定期間が満了した場合又は指定の取消し等により指定管理者の業務が終了となる場合は、本市又は本市が次の指定管理者として指定した団体等に対し、当該団体等が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、業務の引継ぎを行うとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供しなければならない。

指定管理者が施設設備を新設し、或いは原状を変更している場合は、指定管理者の費用負担によりこれを原状に回復して引き継ぐこととする。ただし、原状復旧方法については、本市との協議により決定する。

11 業務実施状況の把握及び反映

指定管理者は、施設利用者の満足度、実施事業の満足度、施設管理上の指摘等について意見を聴取するため、毎年度1回アンケート調査を実施すること。なお、時期・内容・方法については、本市との協議により決定すること。

また、その結果を分析し、その結果及び業務改善への反映状況について、事業報告書等により市長に報告するものとする。

12 市への連絡調整及び報告等

指定管理者は、次に掲げる報告等を本市に対して行うこと。

なお、報告等は書面によるものとし、数字によるデータ資料は、電子データを併せて提出するものとする。

(1) 管理日報・管理月報

毎日の業務記録を記した管理日報を作成すること。また、各月に当該月の施設の管理運営に係る次に掲げる事項を記載した管理月報を作成し、翌月10日までに、当該月の管理日報と併せて提出すること。

- ・利用状況及び定期の申請状況
- ・利用料金の収入状況
- ・前各号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために市長が必要と認める事項

(2) 四半期報告書

四半期毎に、当該期における施設の管理運営に係る次に掲げる事項を記載した四半期報告書を作成し、当該期経過後10日以内に提出すること。

- ・利用状況及び定期の申請状況（期で集計）
- ・利用料金の収入状況（期で集計）
- ・運營業務及び維持管理業務の実施状況
- ・事故及び苦情の対応状況
- ・前各号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために市長が必要と認める事項

（３）事業報告書（年次報告書）

次の事項を記載した事業報告書を毎年度終了後３０日以内に提出すること。

- ・事業報告書；基本事項（施設の名称、所在地、概要、指定期間、再委託等）、事業実績、利用実績、運營業務及び維持管理業務の実施状況、自己及び苦情の対応状況等
- ・事業収支報告書；収入の実績、支出の実績等
- ・利用者満足度調査報告書；利用者の満足度、意見、要望、事業による効果等
- ・業務改善報告書；セルフモニタリングや利用者意見等によって業務改善を行った場合の改善内容とその結果及び効果
- ・その他、市長が必要と認めるもの

（４）個別の報告

事故及び利用条件違反等の事態が生じた場合は、市長に対しその内容を記載した報告書を提出すること。

（５）その他

- ・指定管理者は、市営自転車等駐車が円滑に運営されるよう、関係団体との連絡調整を行うこと。
- ・指定管理者は、施設の管理運営に際して適宜、本市との連絡及び調整等を行うものとする。施設の管理運営上の不具合が生じた場合は、速やかに本市に報告し、対応すること。
- ・本市は、管理運営及び経理の状況に関する報告を定期又は必要に応じて求めることができるものとする。

1.3 文書の管理

指定管理者は、管理業務に当たって作成し、又は取得した文書等について、適正な管理及び保存を行うものとする。

当該文書等については、情報公開の対象となり、及び監査等の資料として利用することとなるため、本市の指定する保存期間内は、必ず保存するものとする。

なお、保存期間は別途協議の上、決定するものとする。

1.4 指定の取消し等

（１）指定管理業務の停止等

指定管理者が本市の指示に従わないときは、本市は、期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとする。

(2) 指定の取消し

本市は、次に掲げる事項に該当する場合は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

- ・本市が是正勧告をした場合において指定管理者が是正期間中に是正を行わなかった場合
- ・指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化したため、指定に基づく管理運営が困難と認められる場合
- ・不可抗力等本市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により指定管理者による管理運営が困難となり、本市と指定管理者の間で協議を行った結果、本市が指定管理者による管理運営を困難と判断した場合

(3) 損害賠償

指定管理者は、次に掲げる事項に該当することにより、指定管理者の指定が取り消された場合は、本市に生じた損害を賠償するものとする。

- ・本市が是正勧告をした場合において指定管理者が是正期間中に是正を行わなかった場合
- ・指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化したため、指定に基づく管理運営が困難と認められる場合

(4) その他

前号に定めるもののほか、指定管理者による管理運営が困難になった場合の措置については、本市及び指定管理者双方が誠意をもって協議するものとする。

1.5 指定管理者の収入等

(1) 利用料金制に関する事項

市営自転車等駐車場の指定管理については、利用料金制を採用している。指定管理者が施設の運営を行うために要する経費は、利用料金及びその他の収入をもって充てるものとし、本市は指定管理料を支払わない。また、施設の管理運営に際して収入額が支出額を下回ったとしても、本市はその損失を補てんしないものとする。

なお、各事業年度において、翌年度の定期利用分の収入については、翌年度会計に入れることとする。

(2) 自主事業収入

本市の承認を受けて指定管理者が行う自主事業による収入は、指定管理者の収入とする。

(3) 経理の明確化

管理運営に関する会計は、明確にするとともに、法人等の本体と独立した会計を行うこと。

1.6 指定管理者の支出等

指定管理者は、前項の「利用料金制に関する事項」に掲げる収入等をもって施設の管理運営を行い、次に掲げる経費その他施設の管理運営に必要な一切の経費を賄うこととする。指定管理者が行う業務に関する経費の積算項目は、次のとおりとする。

指定管理者が行う業務に関する経費の積算項目

人件費	常勤職員	給与、交通費、超過勤務手当、健康診断料、労災保険等
	パート職員	賃金、労災保険等
管理費		施設及び設備機器の保守費用、清掃、警備及び保安警備に要する費用、光熱水費、通信運搬費、保険料等 指定管理者が導入する設備機器の購入費及び設置に係る経費、その他の備品購入費等
事務費		報告書及び計画書等の作成に要する経費、郵送料、消耗品費（事務用品、電球、蛍光灯等の購入費等）等
施設維持費等		施設及び設備の修繕費
事務手数料		労務、経理、契約、職員研修等の指定管理者の諸経費
公租公課		事業所税、消費税等
納付金		基本納付金・変動納付金
その他		管理業務の事前準備及び引継ぎに係る経費等

※ 人件費について、本市では「川崎市契約条例」に基づき、市が契約又は協定等の締結により実施する事業に従事する者の作業報酬の水準確保等を図ることとし、指定管理者に対しても、指定管理業務に従事する者について、作業報酬下限額以上の作業報酬が受け取れるようにすることとしているため、提案はこの条例および労働諸法に準拠したものとすること。

※ 施設の修繕について、1件当たり100万円以下の軽易な工事又は修繕は、指定管理者の負担とし、一会計年度に合計で500万円を超えた場合は、市と指定管理者が協議するものとする。また、1件当たり100万円を超える工事又は修繕費用は、市と指定管理者が協議を行い、市が必要と認めるものについては市の負担とする。ただし、指定管理者の責めに帰すべき理由がある場合の修繕は、指定管理者の負担により行うものとする。なお、修繕された施設等は市に帰属するものとし、会計年度毎に施設維持費に関する報告書を提出すること。

建物の構造に影響を与える等の大規模な修繕及び改修（指定管理者の責めに帰する事由により必要となった修繕及び改修を除く。）は、本市の費用及び責任において実施する。

※ 公租公課の取り扱いについては、税務当局に確認すること。

1.7 モニタリングの実施

本市及び指定管理者は、市営自転車等駐車場の管理運営について、協定書及び本仕様書等に定める業務が確実に履行され、適正なサービス提供が行われているかどうかを確認し、その改善を図るため、次に掲げるモニタリングを実施するものとする。

(1) 文書による報告

指定管理者は、以下の事業報告書等を定められた期日までに本市に提出しなければならない。

様式	項目	概要
様式1	事業実績に関する報告書	基本事項、利用実績、利用実態、収支実績、自主事業

様式2	事業実績に関するチェックシート（施設別）	施設ごとの利用実績（利用総数）
様式3	業務の履行状況、サービスの質に関するチェックシート	年度評価項目に合わせ作成したチェック項目に対し判定し、その理由等についてコメントを記入
様式4	苦情・事故対応に関するチェックシート（集計表）	苦情・事故対応の件数（コールセンターの集計も含む）
様式5	苦情・事故対応に関するチェックシート	苦情・事故対応の内容や対応措置、改善策等

（2）ヒアリング及び実地調査

本市は、市営自転車等駐車場の維持管理、経理状況等に関し、指定管理者に報告を求めるほか、現地において管理運営状況を確認、調査を求めることができるものとする。

（3）セルフモニタリングの実施

本市は、指定管理者に利用者アンケート等のセルフモニタリングの実施を求めることができるものとする。また、その結果の報告を求めることができる。

1 8 事業評価等の実施

（1）事業評価

本市は、指定管理者から提出された事業報告書等に基づき、事業評価を実施するものとする。

（2）実地調査

本市は、指定管理者の管理の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

また、監査委員等が本市の事務を監査するのに必要があると認める場合、本市は、指定管理者に対し、帳簿書類その他の記録を提出させるとともに、監査委員会等への出席を求め、又は実地調査することができるものとする。

（3）是正勧告

本市は、次に掲げる事項に該当する場合は、指定管理者に対して是正勧告を行い、期間を定めて是正策の提出及び実施を求めるものとする。

- ・事業評価及び立入検査等の結果、指定管理者による管理運営について本市が求める管理の基準を満たしていないと判断した場合
- ・指定管理者の責めに帰すべき事由により、施設の適正な管理運営が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合

1 9 本市及び指定管理者の責任分担等

本市及び指定管理者の責任分担等は、次の表に掲げるとおりとする。なお、同表に定める事項について疑義が生じた場合又は同表に定めのない事項については、本市及び指定管理者で協議の上、定めるものとする。

リスクの種類	内容	負担者	
		川崎市	指定管理者
法令などの変更	指定管理者が管理を行う施設の管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項	
不可抗力	自然災害（地震・台風等）※1や新型インフルエンザ等の感染症の流行、テロリズム等人災の発生等による業務の変更、中止、延期	○	○
運営費の増大	川崎市の行政運用上の都合以外の要因による運営費の増大		○
収入	収入の変動に係るリスク		○
物価・金利変動	物価・金利の変動に伴う経費や収入の増加又は減少		○
	予測不可能な物価・金利の変動により事業者の業務継続が困難となり、利用者へのサービスを中断せざるをえない場合	協議事項	
施設や設備の損傷	小破修繕、1件当たり100万円以下の軽易な工事又は修繕及び指定管理者の瑕疵による損傷への対応		○
	指定管理者の瑕疵によらない損傷、経年変化等への対応	協議事項	
	軽易な工事又は修繕において、1件当たり100万円を超えるもの又は一会計年度に合計500万円を超えた場合	協議事項	
	施設の大規模修繕※2	○	
管理上の瑕疵による損害・事故・火災等	指定管理者の管理上の瑕疵による損害・火災・事故等		○
債務不履行	指定管理者の責任による業務又は協定内容の不履行、遅延、中止		○
	施設管理者（川崎市）の協定内容の不履行、遅延、中止	○	
管理・運営計画リスク	管理・運営の実施計画の不備等に関するリスク		○
損害賠償	指定管理者の瑕疵に起因する損害		○
性能リスク	川崎市の要求水準の不適合に関するもの		○
事業終了時の費用	指定期間終了時、又は期間中途における業務の廃止、もしくは指定取消しによる指定管理者の撤収費用及び引継ぎに要する費用		○

※1 自然災害（地震・台風等）への対応…建物、設備が復旧困難な被害を受けた場合、業務の全部の停止を命じることがある。復旧可能な場合に、その復旧に要する経費は川崎市と指定管理者が協議を行うこととする。

※2 大規模な修繕が必要な場合は、川崎市と指定管理者で協議を行うものとする。

2 0 設備の設置等

(1) 設備の設置

本市の承認を条件に、指定管理者の負担により設備機器を設置することができるものとする。この場合、設置した設備機器の所有権は、指定管理者に帰属するものとする。

なお、設備機器の設置に伴い発生する負担は、指定管理者の負担とし、改修の必要が生じた場合は、速やかに行うこと。特に、精算機等については、紙幣の改刷や貨幣の改鋳、消費税の変更等が生じた場合においても、指定管理者の負担にて使用が継続できるよう対応すること。

また、指定期間が満了したときや何らかの事由により協定が解約された場合には、本市が認める場合を除き、指定管理者の負担で指定管理者が設置した設備機器を撤去し、施設を原状に復旧するものとする。原状復旧方法については、本市と協議し、実施するものとする。

なお、電磁ロックやゲートシステムなど設備の撤去により、利用者の利便性が低下するものについては、次期指定管理者に引き継ぐものとする。

(2) 物品の帰属

本市が現に所有する物品については、指定管理者に無償で貸与するものとする。【別添資料3】

新たな物品の購入については、指定管理者の負担とし、物品を調達する場合、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき、できる限り環境物品等を利用するよう努めるものとする。

(3) 物品の管理

物品の管理は、川崎市物品会計規則（昭和39年4月1日規則第32号）第6条及び第11条の規定に従い、市と同様の管理を行うことを原則とし、次のとおり取扱うものとする。

ア 本市が貸与する備品

本市が貸与する備品については、「備品台帳」によって管理することとし、他の備品とは区別して管理するものとする。

イ その他の備品

指定管理者が持ち込んだ備品及び指定管理者の経費により購入した備品等は、本市が貸与する備品とは別に「備品台帳」を作成し、明確に区分した管理を行うものとする。

なお、指定期間の満了又は指定の取消により指定管理者でなくなったときは、市と協議の上処理するものとする。

2 1 業務の実施に係る指定管理者の口座

指定管理者は、専用口座を設けるとともに、帳簿等を備え付け、適切に管理するものとする。

2 2 その他

指定管理者の業務の内容及び処理等について疑義が生じた場合及び本仕様書を変更する必要が生じた場合並びに本仕様書に定めのない事項については、本市及び指定管理者とで誠意をもって協議の上、決定するものとする。

別 添 資 料

【別添資料1】各施設の概要(南部ブロック)

令和3年6月30日現在

区	駅名	施設名称	所在地	敷地面積 (m ²)	施設形態				収容台数						電子 決裁 対応	運営時間 ※概ねのほいも のは2時間とす る	借地	
					構造等	階層	屋根 の有無	駐輪方法	総台数 (台)	自転車(台)			原付・バイク(台)					一時利用の 料金徴収方 法
									計	一時 利用	時間 利用	定期 利用	計	一時 利用	定期 利用			
川 崎 区	浜川崎	浜川崎駅周辺自転車等駐車場第1施設	川崎区南渡田町270番2	97	平面	1階	無	自走式	56	41	-	41	15	-	15	-	○	
		浜川崎駅周辺自転車等駐車場第2施設	川崎区南渡田町270番2他	209	平面	1階	無	自走式	153	116	71	-	45	37	22	15	電磁ロック	○
	小田栄	小田栄駅周辺自転車等駐車場第1施設	川崎区小田3丁目189番4	236	平面	1階	無	自走式	180	151	151	-	-	9	9	-	券売機	○
		川崎新町	川崎新町駅周辺自転車等駐車場第1施設	川崎区渡田山王町116番	396	平面	1階	無	自走式	117	105	-	105	12	6	6	係員	○
	八丁磯	川崎新町駅周辺自転車等駐車場第2施設	川崎区渡田山王町115番	122	平面	1階	無	自走式	45	45	45	-	-	-	-	-	係員	○
		八丁磯駅周辺自転車等駐車場第1施設	川崎区日進町34番4他	438	平面	1階	無	自走式	191	164	-	164	27	-	27	-	-	○
		八丁磯駅周辺自転車等駐車場第2施設	川崎区日進町34番3他	871	平面	1階	無	自走式	391	368	157	-	211	23	13	10	ゲート式	○
		八丁磯駅周辺自転車等駐車場第3施設	川崎区日進町35番3	229	平面	1階	無	自走式	103	103	-	103	-	-	-	-	係員	
	小島新田	小島新田駅周辺自転車等駐車場第1施設	川崎区田町2丁目20番3	148	平面(高架下)	1階	無	自走式	110	94	70	-	24	16	7	9	電磁ロック	○
		小島新田駅周辺自転車等駐車場第2施設	川崎区田町3丁目16番1ほか	198	平面(高架下)	1階	無	自走式	30	20	20	-	-	10	10	-	電磁ロック	○
		小島新田駅周辺自転車等駐車場第3施設	川崎区田町3丁目16番2ほか	356	平面(高架下)	1階	無	自走式	120	120	-	120	-	-	-	-	-	
		小島新田駅周辺自転車等駐車場第4施設	川崎区田町2丁目23番1	290	平面(高架下)	1階	無	自走式	280	260	-	260	-	-	-	-	-	
大師橋	産業道路駅周辺自転車等駐車場第1施設	川崎区江川1丁目1番1	693	平面	1階	無	自走式	325	299	171	-	128	26	10	16	係員	○	
	産業道路駅周辺自転車等駐車場第2施設	川崎区大師河原1丁目5番2	39	平面(道路)	1階	無	自走式	33	33	-	-	33	-	-	-	-		
	産業道路駅周辺自転車等駐車場第3施設	川崎区大師河原2丁目4770番4	67	平面	1階	無	自走式	46	46	-	-	46	-	-	-	-	○	
東門前	東門前駅周辺自転車等駐車場第1施設	川崎区中瀬3丁目59番1先	456	平面	1階	無	自走式	246	227	82	-	145	19	10	9	電磁ロック	○	
川崎大師	川崎大師駅周辺自転車等駐車場第1施設	川崎区大師駅前1丁目18番2先	368	平面	1階	無	自走式	167	147	47	-	100	20	5	15	係員		
	川崎大師駅周辺自転車等駐車場第2施設	川崎区中瀬2丁目11番1先	91	平面(道路)	1階	無	自走式	45	45	-	-	45	-	-	-	-		
鈴木町	鈴木町駅周辺自転車等駐車場第1施設	川崎区港町62番7	368	平面	1階	無	自走式	290	280	200	-	80	10	5	5	券売機	○	
港町	港町駅周辺自転車等駐車場第1施設	川崎区旭町1丁目19番	111	平面	1階	無	自走式	100	86	50	-	36	14	10	4	電磁ロック	○	

令和3年6月30日現在

区	駅名	施設名称	所在地	敷地面積 (m ²)	施設形態				収容台数				一時利用の 料金徴収方 法	電子 決裁 対応	運営時間 ※特記のないも のは2時間とす る	借地		
					構造等	階層	屋根 の有無	駐輪方法	総合数 (台)	自転車(台)	原付・バイク(台)	一時利用 計					一時利用	定期利用
川 崎 区	川崎駅東口	川崎駅東口周辺自転車等駐車場第1施設	川崎区日進町1番41	380	地下構造	地下階	有	自走式	241	100	-	141	-	-	6:30~23:00	○		
		川崎駅東口周辺自転車等駐車場第2施設	川崎区日進町28番3	1327	建物(高架下)	2階	有	自走式	859	259	-	600	-	-		○		
		川崎駅東口周辺自転車等駐車場第3施設	川崎区日進町30番2	409	平面(道路)	1階	無	自走式	268	268	-	-	-	-				
		川崎駅東口周辺自転車等駐車場第4施設	川崎区小川町2番7先	427	平面(道路)	1階	無	自走式	286	-	286	-	-	-				
		川崎駅東口周辺自転車等駐車場第5施設	川崎区小川町7番4先	311	地下式機械	1階	有	機械式	408	53	-	355	-	-		4:00~25:30		
		川崎駅東口周辺自転車等駐車場第6施設	川崎区砂子1丁目1番17先	322	平面(道路)	1階	無	自走式	525	-	525	-	-	-			○	
		川崎駅東口周辺自転車等駐車場第7施設	川崎区本町1丁目11番1	172	平面(道路)	1階	無	自走式	98	-	-	-	-	98				
		川崎駅東口周辺自転車等駐車場第8施設	川崎区宮本町2番3	399	タワー式機械	1階	有	機械式	1226	296	-	930	-	-		4:30~25:30		
		川崎駅東口周辺自転車等駐車場第9施設	川崎区本町1丁目8番4	655	建物	1階	有	自走式	84	26	-	58	-	-			○	
		川崎駅東口周辺自転車等駐車場第10施設	川崎区東田町14番1他	304	建物	2階	有	自走式	178	56	-	122	-	-				
		川崎駅東口周辺自転車等駐車場第11施設	川崎区日進町28番1	1150	建物(高架下)	3階	有	自走式	187	67	-	120	-	-			○	
		川崎駅東口周辺自転車等駐車場第12施設	川崎区日進町1番41	690	建物	1階	有	自走式	291	-	291	-	-	-			○	
										752	360	-	392	-	-		○	
										321	143	-	178	-	-		○	
										310	182	-	128	-	-		○	
										354	-	-	354	-	-			

区	駅名	施設名称	所在地	敷地面積 (m2)	施設形態				収容台数				一時利用の 料金徴収方 法	電子 決裁 対応	運営時間 ※特記のないも のは2時間とす る	借地		
					構造等	階層	屋根 の有無	駐輪方法	合計	一時 利用	定期 利用	原付・バイク(台)					計	一時 利用
幸 区	川崎駅西口	川崎駅西口周辺自転車等駐車場第1施設	幸区幸町1丁目750番6ほか	167	平面(道路)	1階	無	自走式	136	-	136	-	-	-	-	-	-	
		川崎駅西口周辺自転車等駐車場第2施設	幸区大宮町6番19	490	建物	1階	有	自走式	200	100	100	31	40	ゲートシステム	○			
	尻手	川崎駅西口周辺自転車等駐車場第3施設	幸区堀川町72番19	154	平面(高架下)	1階	有	自走式	102	-	102	-	-	-	-	-	-	-
		尻手駅周辺自転車等駐車場第1施設	幸区南幸町3丁目108番地2先	360	建物	1階	有	自走式	279	73	206	4	4	係員				
	鹿島田	鹿島田駅周辺自転車等駐車場第1施設	幸区鹿島田1丁目1番1号ほか	392	平面(道路)	1階	無	自走式	164	164	-	83	23	電磁ロック	○			
		鹿島田駅周辺自転車等駐車場第2施設	幸区新塚越2番5ほか	740	平面	1階	無	自走式	374	124	250	10	5	ゲートシステム	○			
	新川崎	鹿島田駅周辺自転車等駐車場第3施設	幸区鹿島田1丁目10番37号	805	平面	1階	無	自走式	397	250	147	-	-	ゲートシステム	○			
		新川崎駅周辺自転車等駐車場第1施設	幸区鹿島田1丁目700番3ほか	231	平面	1階	無	自走式	76	76	-	70	70	電磁ロック	○			
	新川崎	新川崎駅周辺自転車等駐車場第2施設	幸区新川崎196番2ほか	626	平面	1階	有	自走式	479	426	53	-	-	電磁ロック	○			
		新川崎駅周辺自転車等駐車場第3施設	幸区鹿島田1丁目700番3ほか	290	平面	1階	無	自走式	55	-	55	38	38	-	-	-	-	-
	新川崎	新川崎駅周辺自転車等駐車場第5施設	幸区新川崎760番6ほか	399	建物	1階	有	自走式	579	267	-	-	-	電磁ロック・係員				
		新川崎駅周辺自転車等駐車場第6施設	幸区新川崎1丁目4番26号	1164	建物	2階	有	自走式	0	-	312	-	-	-	-	-	-	-
	新川崎	新川崎駅周辺自転車等駐車場第7施設	幸区新川崎1194番3	329	平面	1階	無	自走式	1470	1000	470	58	23	ゲートシステム	○			
		新川崎駅周辺自転車等駐車場第8施設	幸区新川崎610番9	899	平面	1階	無	自走式	101	51	50	-	-	券売機	○			
									104	-	104	193	100	ゲートシステム	○			

【別添資料1】各施設の概要(中部ブロック)

令和3年6月30日現在

区	駅名	施設名称	所在地	敷地面積 (m2)	施設形態			収容台数				一時利用の 料金徴収方 法	電子 決裁 対応	運営時間 ※特記のないも のは2時間とす る	借地 等	
					構造等	階層	屋根 の有無	駐輪方法	合計	自転車(台)	一時 利用					定期 利用
平間	平間	平間駅周辺自転車等駐車場第1施設	中原区田原町66番	112	平面(道路)	1階	無	自走式	147	132	15	-	-	電磁ラック	○	
		平間駅周辺自転車等駐車場第2施設	中原区市ノ坪610番5	111	平面(道路)	1階	無	自走式	63	-	-	63	-	-	-	
		平間駅周辺自転車等駐車場第3施設	中原区田原7番3番先	31	平面(道路)	1階	無	自走式	31	-	-	31	-	-	-	
		平間駅周辺自転車等駐車場第4施設	中原区北谷町49番6	108	平面	1階	無	自走式	57	-	-	57	-	-	-	○
		平間駅周辺自転車等駐車場第5施設	中原区市ノ坪610番1	979	平面	1階	無	自走式	414	149	-	200	65	30	35	○
		向河原	向河原駅周辺自転車等駐車場第1施設	中原区下沼部1753番12	1199	平面	1階	有	自走式	347	100	-	56	75	49	26
武蔵小杉	武蔵小杉	武蔵小杉駅周辺自転車等駐車場第1施設	中原区小杉町1丁目526番9先	77	平面(道路)	1階	無	自走式	53	-	-	42	11	-	11	
		武蔵小杉駅周辺自転車等駐車場第2施設	中原区小杉町2丁目271番1先	198	平面(道路)	1階	無	自走式	229	199	-	-	30	30	-	○
		武蔵小杉駅周辺自転車等駐車場第3施設	中原区新丸子東3丁目111番20	447	建物	1階	有	自走式	1506	86	-	57	122	62	60	
		武蔵小杉駅周辺自転車等駐車場第4施設	中原区新丸子東3丁目1245番8	169	建物	2階	有	自走式	395	308	-	87	-	-	-	○
		武蔵小杉駅周辺自転車等駐車場第5施設	中原区新丸子東3丁目1303番	3903	建物	3階	有	自走式	418	-	-	418	-	-	-	
		武蔵小杉駅周辺自転車等駐車場第6施設	中原区新丸子東3丁目1303番	3903	建物	4階	有	自走式	428	-	-	428	-	-	-	
		武蔵小杉駅周辺自転車等駐車場第7施設	中原区今井町2番37号ほか	746	建物	1階	無	自走式	134	-	-	134	-	-	-	
		武蔵小杉駅周辺自転車等駐車場第8施設	中原区上小田中6丁目18番1号	873	建物(高架下)	地下1階	有	自走式	2213	413	-	1800	-	-	-	4:30~25:30
		武蔵小杉駅周辺自転車等駐車場第9施設	中原区上小田中4丁目3番1号	775	建物	1階	有	自走式	515	286	-	131	98	55	43	○
		武蔵小杉駅周辺自転車等駐車場第10施設	中原区上小田中4丁目3番2号	776	建物	2階	有	自走式	915	268	-	130	60	-	60	○
武蔵中原	武蔵中原	武蔵中原駅周辺自転車等駐車場第1施設	中原区上小田中6丁目1316番7ほか	155	平面(高架下)	1階	有	自走式	110	-	-	110	-	-		
		武蔵中原駅周辺自転車等駐車場第2施設	中原区上小田中4丁目3番2号	776	建物	1階	有	自走式	567	-	-	165	21	32	77	○

区	駅名	施設名称	所在地	敷地面積 (m2)	施設形態				収容台数						一時利用の 料金徴収方 法	電子 決済 対応	運営時間 ※特記のないも のは2時間以上	借地 等		
					構造等	階層	屋根 の有無	駐輪方法	計	一時 利用	時間 利用	定期 利用	計	一時 利用					定期 利用	
中原区	武蔵新城	武蔵新城駅周辺自転車等駐車場第1施設	中原区上新城2丁目200番2ほか	1392	建物(高架下)	1階	有	自走式	計	1277	155	-	368	42	-	42	ゲートシステム	○	○	
									2階	-	144	-	610	-	-	-				
									1階	522	101	-	421	-	-	-				
									1階	87	-	-	87	-	-	-				
									1階	679	359	-	320	-	-	-				
									1階	284	131	-	153	19	33	52				
									1階	386	185	-	201	31	40	71				
									1階	174	112	-	62	6	6	12				
									1階	72	72	-	-	-	-	-				
									地下1階	112	-	-	112	49	-	49				
武蔵新城	武蔵新城駅周辺自転車等駐車場第2施設	高津区溝口1丁目4番1号	2783	地下構造	地下2階	有	自走式	計	950	550	-	400	-	-	-	ゲートシステム	○	4.30~25.30	○	
								1階	102	102	-	-	-	-	-					
								1階	492	394	98	-	41	10	31					
								1階	53	-	53	-	-	-	-					
								1階	53	-	53	-	-	-	-					
								1階	95	-	95	-	-	-	-					
								1階	140	98	-	42	-	-	-					
								2階	120	77	-	43	-	-	-					
								屋上	114	79	-	35	-	-	-					
								武蔵新城	武蔵新城駅周辺自転車等駐車場第3施設	高津区溝口2丁目1番3号	353	建物	1階	有	自走式					計
1階	63	-	-	63	-	-	63													
1階	-	-	-	-	204	155	49									204				
2階	207	-	-	207	-	-	-													
3階	132	62	-	70	-	-	-													
4階	131	62	-	69	-	-	-													
屋上	234	100	-	134	-	-	-													
1階	-	-	-	-	63	-	63													
1階	-	-	-	-	204	155	49													
高津区	武蔵溝ノ口	武蔵溝ノ口駅周辺自転車等駐車場第3施設	高津区溝口2丁目3番14号ほか	981	建物	2階	有									自走式	計	207	-	-
								3階	132	62	-	70	-	-	-					
								4階	131	62	-	69	-	-	-					
								屋上	234	100	-	134	-	-	-					
								1階	-	-	-	-	63	-	63					
								1階	-	-	-	-	204	155	49					
								2階	207	-	-	207	-	-	-					
								3階	132	62	-	70	-	-	-					
								4階	131	62	-	69	-	-	-					
								屋上	234	100	-	134	-	-	-					

区	駅名	施設名称	所在地	敷地面積 (m2)	施設形態				収容台数						電子 決済 対応	運営時間 <small>※特記のないものは2時間とする</small>	借地 等						
					構造等	階層	屋根 の有無	駐輪方法	自転車(台)			原付・バイク(台)						一時利用の 料金徴収方 法					
									計	一時 利用	時間 利用	定期 利用	計	一時 利用					定期 利用				
		武蔵溝ノ口駅南口周辺自転車等駐車場第4施設 武蔵溝ノ口駅南口周辺自転車等駐車場第4施設A区画 武蔵溝ノ口駅南口周辺自転車等駐車場第4施設B区画	高津区久本1丁目4番19号ほか	2999	地下構造	地下1階	無	自走式	1810	1754	554	-	1200	-	-	-	ゲートシステム	○	4.30～25.30				
				66	平面	1階	無	自走式	30	-	-	-	-	30	-	-	-	-	-		○		
				95	平面	1階	無	自走式	26	-	-	-	-	-	26	-	-	-	-	-			
				785	平面(高架下)	1階	無	自走式	555	320	210	-	110	235	125	110	-	-	ゲートシステム	○		○	
				480	平面	1階	無	自走式	284	233	55	-	178	21	5	16	-	-	ゲートシステム			○	
津田山	久地	久地駅周辺自転車等駐車場第1施設 久地駅周辺自転車等駐車場第2施設 久地駅周辺自転車等駐車場第3施設 久地駅周辺自転車等駐車場第4施設	高津区久地4丁目696番3ほか 高津区久地4丁目637番2ほか 高津区久地4丁目633番1先 高津区久地4丁目625番1ほか	80	平面	1階	無	自走式	51	51	51	-	-	-	-	-	係員			○			
				69	平面	1階	無	自走式	47	21	21	-	-	26	-	-	係員			○			
				249	平面(河川)	1階	無	自走式	164	164	-	164	-	-	-	-	-	-	-			○	
				1156	平面	1階	無	自走式	624	575	175	-	400	49	19	30	-	-	ゲートシステム	○		○	
高津		高津駅周辺自転車等駐車場第1施設	高津区二子2丁目13番1号	942	平面(高架下)	1階	無	自走式	465	416	165	-	251	49	15	34	係員			○			

【別添資料1】各施設の概要（北部ブロック）

令和3年6月30日現在

区	駅名	施設名称	所在地	敷地面積 (m2)	施設形態				収容台数				一時利用の 料金徴収方 法	電子 決裁 対応	運営時間 ※特記のないも のは2時間とす る	借地				
					構造等	階層	屋根 の有無	駐輪方法	総合数 (台)	自転車(台)	原付・バイク(台)	一時利用の 料金徴収方 法								
宮前区	宮崎台	宮崎台駅周辺自転車等駐車場第1施設	宮前区宮崎2丁目2番24先	122	建物	1階	有	自走式	計	119	-	-	-	-	電磁ラック					
									一時利用	119	-	-	-	-				-		
									定期利用	-	-	-	-	-				-		
		宮崎台駅周辺自転車等駐車場第2施設	宮前区宮崎2丁目2番21先	223	建物	1階	有	自走式	自走式	計	115	-	-	-	-	電磁ラック				
										一時利用	115	-	-	-	-					-
										定期利用	-	-	-	-	-					-
		宮崎台駅周辺自転車等駐車場第3施設	宮前区宮前平3丁目1番先	38	平面(道路)	1階	無	自走式	自走式	計	41	-	-	-	-	係員				
										一時利用	41	-	-	-	-					-
										定期利用	-	-	-	-	-					-
		宮崎台駅周辺自転車等駐車場第4施設	宮前区宮崎2丁目3番11先	250	平面(河川)	1階	無	自走式	自走式	計	-	-	107	52	55	係員				
										一時利用	-	-	-	-	-					-
										定期利用	-	-	-	-	-					-
宮崎台駅周辺自転車等駐車場第5施設	宮前区宮崎2丁目3番12	93	平面	1階	無	自走式	自走式	計	80	80	-	-	-	電磁ラック	○					
								一時利用	80	80	-	-	-					-		
								定期利用	-	-	-	-	-					-		
宮崎台駅周辺自転車等駐車場第6施設	宮前区宮崎2丁目1番23ほか	195	平面	1階	無	自走式	自走式	計	108	108	-	-	-	電磁ラック	○					
								一時利用	108	108	-	-	-					-		
								定期利用	-	-	-	-	-					-		
宮前平駅周辺自転車等駐車場第1施設	宮前区土橋1丁目3番3先	649	平面(河川)	1階	無	自走式	自走式	計	198	105	-	85	40	45	券売機					
								一時利用	105	105	-	85	40	45						
								定期利用	-	-	-	-	-	-						
宮前平駅周辺自転車等駐車場第2施設	宮前区土橋1丁目1番8先	299	平面(河川)	1階	有	自走式	自走式	計	190	-	-	58	-	58	-					
								一時利用	-	-	-	58	-	58						
								定期利用	-	-	-	-	-	-						
宮前平駅周辺自転車等駐車場第3施設	宮前区宮前平1丁目10番先	291	平面(河川)	1階	有	自走式	自走式	計	112	112	-	81	-	81	電磁ラック	○				
								一時利用	112	112	-	81	-	81						
								定期利用	-	-	-	-	-	-						
宮前平駅周辺自転車等駐車場第4施設	宮前区宮前平1丁目12番先	292	平面(河川)	1階	有	自走式	自走式	計	93	-	-	45	-	45	-					
								一時利用	-	-	-	45	-	45						
								定期利用	-	-	-	-	-	-						
鷺沼駅周辺自転車等駐車場第1施設	宮前区鷺沼1丁目1730番地11ほか	422	平面(道路)	1階	無	自走式	自走式	計	129	63	-	107	107	-	電磁ラック					
								一時利用	63	63	-	107	107	-						
								定期利用	-	-	-	-	-	-						
鷺沼駅周辺自転車等駐車場第2施設	宮前区小台1丁目18番102ほか	961	平面	1階	有	自走式	自走式	計	323	148	-	226	46	180	券売機					
								一時利用	148	148	-	226	46	180						
								定期利用	-	-	-	-	-	-						
鷺沼駅周辺自転車等駐車場第3施設	宮前区小台1丁目21番3	133	平面(道路)	1階	無	自走式	自走式	計	-	-	-	25	-	25	-					
								一時利用	-	-	-	25	-	25						
								定期利用	-	-	-	-	-	-						
鷺沼駅周辺自転車等駐車場第4施設	宮前区鷺沼1丁目26番1	95	平面(道路)	1階	無	自走式	自走式	計	120	-	-	-	-	-	-					
								一時利用	-	-	-	-	-	-						
								定期利用	-	-	-	-	-	-						
鷺沼駅周辺自転車等駐車場第5施設	宮前区有馬8丁目29番3	255	平面(高架下)	1階	無	自走式	自走式	計	120	40	-	45	12	33	電磁ラック					
								一時利用	40	40	-	45	12	33						
								定期利用	-	-	-	-	-	-						
宿河原駅周辺自転車等駐車場第1施設	多摩区宿河原3丁目1333番1先	452	平面(河川)	1階	無	自走式	自走式	計	410	160	-	52	6	46	電磁ラック	○				
								一時利用	160	160	-	52	6	46						
								定期利用	-	-	-	-	-	-						
宿河原駅周辺自転車等駐車場第2施設	多摩区宿河原3丁目1333番6ほか	167	平面	1階	無	自走式	自走式	計	125	-	-	-	-	-	-					
								一時利用	-	-	-	-	-	-						
								定期利用	-	-	-	-	-	-						
登戸駅周辺自転車等駐車場第1施設	多摩区登戸新町421番先	258	平面(河川)	1階	無	自走式	自走式	計	189	177	-	-	-	-	電磁ラック					
								一時利用	177	177	-	-	-	-						
								定期利用	-	-	-	-	-	-						
登戸駅周辺自転車等駐車場第2施設	多摩区登戸3234番ほか	329	平面	1階	無	自走式	自走式	計	246	-	-	-	-	-	-					
								一時利用	-	-	-	-	-	-						
								定期利用	-	-	-	-	-	-						
登戸駅周辺自転車等駐車場第3施設	多摩区登戸2381番	345	平面	1階	無	自走式	自走式	計	419	270	-	-	-	-	係員					
								一時利用	270	270	-	-	-	-						
								定期利用	-	-	-	-	-	-						
登戸駅周辺自転車等駐車場第4施設	多摩区登戸3351番9ほか	722	平面	1階	無	自走式	自走式	計	455	455	-	-	-	-	電磁ラック	○				
								一時利用	455	455	-	-	-	-						
								定期利用	-	-	-	-	-	-						
登戸駅周辺自転車等駐車場第5施設	多摩区登戸3422番4ほか	334	タワー式機械	1階	有	機械式	機械式	計	640	-	-	-	-	640	自動精算機		4:00~25:30			
								一時利用	-	-	-	-	-	640						
								定期利用	-	-	-	-	-	-						
登戸駅周辺自転車等駐車場第6施設	多摩区登戸新町316番7ほか	546	平面(高架下)	1階	無	自走式	自走式	計	314	126	-	54	18	36	ゲートシステム	○				
								一時利用	126	126	-	54	18	36						
								定期利用	-	-	-	-	-	-						

区	駅名	施設名称	所在地	敷地面積 (m2)	施設形態				収容台数						電子 決済 対応	運営時間 ※特記のないも のは2時間とす る	借地		
					構造等	階層	屋根 の有無	駐輪方法	総台数 (台)	自転車(台)			原付・バイク(台)					一時利用の 料金徴収方 法	
									計	一時 利用	時間 利用	定期 利用	計	一時 利用	定期 利用				
中野島	中野島駅周辺自転車等駐車場第1施設	多摩区中野島3丁目1124番3ほか	367	平面	1階	無	自走式	210	198	162	-	36	12	6	6	電磁ラック	○	○	
		多摩区中野島6丁目1164番ほか	1020	平面	1階	無	自走式	510	458	346	-	112	52	22	30	ゲートシステム	○	○	
		多摩区中野島6丁目1099番1ほか	135	平面(道路)	1階	無	自走式	99	99	-	-	99	-	-	-	-	-		
		多摩区中野島6丁目1051番11ほか	160	平面(道路)	1階	無	自走式	234	209	129	-	80	25	10	15	電磁ラック	○		
稲田堤	稲田堤駅周辺自転車等駐車場第1施設		412	建物	1階	有	自走式	435	118	36	-	82	-	-	-	-	-		
		多摩区菅1丁目2885番4ほか			1階	無	自走式		5	5	-	-	39	16	23	電磁ラック			
		多摩区菅稲田堤1丁目2308番1ほか	811	平面	1階	無	自走式		474	263	-	211	41	18	23	電磁ラック	○		
		多摩区菅3丁目558番2	750	建物(高架下)	2階	有	自走式		416	278	-	138	40	20	20	ゲートシステム	○	○	
京王稲田堤	京王稲田堤駅周辺自転車等駐車場第1施設	多摩区菅3丁目536番2	502	平面(高架下)	1階	無	自走式	99	-	-	-	-	99	29	70	券売機		○	
					1階	有	自走式	831	43	-	-	43	64	35	29	電磁ラック			
			546	建物	2階	有	自走式		-	-	-	183	-	-	-	-	ゲートシステム	○	
		多摩区登戸2026番2ほか			3階	有	自走式		-	189	-	156	-	-	-	-	ゲートシステム		
			屋上	無	自走式	-	46		-	150	-	-	-	-	ゲートシステム				
向ヶ丘遊園	向ヶ丘遊園駅周辺自転車等駐車場第1施設	多摩区登戸3847番ほか	276	平面(高架下)	1階	無	自走式	135	83	32	-	51	52	20	32	券売機		○	
		多摩区登戸2079番5	81	平面	1階	無	自走式	71	71	71	-	-	-	-	-	電磁ラック			
		多摩区登戸3846番ほか	95	平面(高架下)	1階	無	自走式	61	61	-	-	61	-	-	-	-	-	○	
		多摩区登戸2695番3ほか	248	平面(道路)	1階	有	自走式	366	196	196	-	170	-	-	-	-	電磁ラック		
		多摩区登戸1998番4ほか	94	平面	1階	無	自走式	50	50	50	-	-	-	-	-	-	電磁ラック		
		多摩区登戸3850番2先	248	平面(高架下)	1階	無	自走式	121	32	-	-	32	89	34	55	券売機		○	

区	駅名	施設名称	所在地	敷地面積 (m2)	施設形態				収容台数						一時利用の 料金徴収方 法	電子 決済 対応	運営時間 ※特記のないも のは2時間とし る	借地
					階層	屋根 の有無	駐輪方法	総合数 (台)	自転車(台)	原付・バイク(台)	一時 利用	定期 利用	計	一時 利用				
多 摩 区	生田	生田駅周辺自転車等駐車場第1施設	多摩区三田1丁目30番	252	1階	有	自走式	233	201	40	-	161	32	-	26	券売機		
		生田駅周辺自転車等駐車場第2施設	多摩区生田7丁目317番2先	303	1階	無	自走式	6	-	-	-	-	-	-	6	券売機		
		生田駅周辺自転車等駐車場第3施設	多摩区生田7丁目317番1ほか	652	1階	無	自走式	236	139	89	-	120	226	106	120	電磁ラック	○	
		生田駅周辺自転車等駐車場第4施設	多摩区西生田2丁目2718番5	185	1階	無	自走式	69	29	-	-	29	40	-	40	-		
		生田駅周辺自転車等駐車場第5施設	多摩区生田7丁目2963番1ほか	444	1階	無	自走式	255	106	-	-	106	149	46	103	電磁ラック		
		生田駅周辺自転車等駐車場第6施設	多摩区生田8丁目3424番2ほか	409	1階	無	自走式	100	36	15	-	21	64	30	34	電磁ラック		
		読売ランド前駅周辺自転車等駐車場第1施設	多摩区西生田3丁目2208番2	48	1階	無	自走式	25	7	-	-	7	18	-	18	-		○
		読売ランド前駅周辺自転車等駐車場第2施設	多摩区西生田3丁目2210番3	90	1階	無	自走式	20	11	5	-	6	9	4	5	券売機		○
		読売ランド前駅周辺自転車等駐車場第3施設	多摩区西生田1丁目2288番1ほか	115	1階	無	自走式	65	65	-	-	65	-	-	-	-		
		読売ランド前駅周辺自転車等駐車場第4施設	多摩区西生田3丁目2500番先	99	1階	無	自走式	62	25	20	-	5	37	25	12	券売機		
麻 生 区	百合ヶ丘	読売ランド前駅周辺自転車等駐車場第5施設	多摩区西生田1丁目2232番1	888	1階	無	自走式	230	121	45	-	76	109	32	77	券売機		
		百合ヶ丘駅周辺自転車等駐車場第1施設	麻生区百合ヶ丘1丁目20番1先	152	1階	無	自走式	48	-	-	-	-	48	-	48	-		
		百合ヶ丘駅周辺自転車等駐車場第2施設	麻生区百合ヶ丘2丁目1番1先	576	1階	有	自走式	344	206	100	-	106	138	68	70	電磁ラック	○	
		新百合ヶ丘駅周辺自転車等駐車場第1施設	麻生区上麻生1丁目17番4	635	1階	有	自走式		41	-	-	41	66	26	40	電磁ラック		
		新百合ヶ丘駅周辺自転車等駐車場第2施設	麻生区上麻生1丁目17番4	635	2階	無	自走式	567	230	114	-	116	-	-	-	電磁ラック	○	
		新百合ヶ丘駅周辺自転車等駐車場第3施設	麻生区上麻生3丁目1番先	352	3階	有	自走式		-	-	-	-	83	67	16	券売機		
		新百合ヶ丘駅周辺自転車等駐車場第4施設	麻生区上麻生1丁目100番13	161	屋上	無	自走式		-	-	-	-	130	106	24	券売機		
		新百合ヶ丘駅周辺自転車等駐車場第5施設	麻生区上麻生2丁目27番1	353	1階	無	自走式		472	356	-	116	-	-	-	電磁ラック		
		新百合ヶ丘駅周辺自転車等駐車場第6施設	麻生区上麻生3丁目483番地2	420	1階	無	自走式	106	106	88	-	18	-	-	-	電磁ラック		
		新百合ヶ丘駅周辺自転車等駐車場第7施設	麻生区上麻生6丁目526番先	141	1階	無	自走式	73	69	49	-	20	4	-	4	係員		○

区	駅名	施設名称	所在地	敷地面積 (m2)	施設形態				収容台数						一時利用の 料金徴収方 法	電子 決済 対応	運営時間 <small>※特記のないも のは2時間とす る</small>	借地	
					構造等	階層	屋根 の有無	駐輪方法	総台数 (台)	自転車(台)			原付・バイク(台)						
									計	一時 利用	時間 利用	定期 利用	計	一時 利用	定期 利用				
麻生区	鶴川	鶴川駅周辺自転車等駐車場第1施設	麻生区岡上362番10	250	平面(河川)	1階	無	自走式	81	81	-	-	-	-	-	電磁ロック			
		鶴川駅周辺自転車等駐車場第2施設	麻生区岡上373番1	840	平面	1階	無	自走式	445	176	34	-	142	269	72	197	電磁ロック	○	
	はるひ野	はるひ野駅周辺自転車等駐車場第1施設	麻生区はるひ野4丁目103番1ほか	400	平面(道路)	1階	無	自走式	93	45	45	-	-	40	10	30	電磁ロック		
		はるひ野駅周辺自転車等駐車場第2施設	麻生区はるひ野4丁目112番	332	平面(道路)	1階	無	自走式	213	213	-	-	213	-	-	-	-		
		はるひ野駅周辺自転車等駐車場第3施設	麻生区はるひ野5丁目115番	34	平面(高架下)	1階	無	自走式	30	30	-	-	30	-	-	-	-		

【別添資料2】

ホームページへの記載事項

利用者へのサービス向上の取り組みとして、市営自転車等駐車場に関するホームページを作成し、積極的な情報発信に努めること。

なお、ホームページへの記載事項については、下記の事項を記載することを基本とし、レイアウト等、本市と協議し、公開するものとします。

①各施設の諸元

- ・施設名
- ・所在地
- ・案内地図
- ・区分 自転車（一時利用・定期利用）、バイク（一時利用・定期利用）
- ・基本収容台数（総台数・一時利用・定期利用）
- ・利用料金
- ・料金徴収方法
- ・管理事務所（管轄管理事務所、連絡先、営業時間）
- ・思いやりゾーンの設置の有無（台数表記）
- ・幼児座席付き自転車用スペースの有無（台数表記）

②定期契約者情報

- ・基本定期収容台数
- ・定期枠空台数
- ・定期待ち台数
- ・定期契約申し込み方法・場所

③問合せ

- ・コールセンターの電話番号
- ・メールアドレス
- ・受付時間

④その他サービス向上に関する情報

【別添資料3】貸与物品一覧表

ブロック	区	管理事務所	川崎市所有				
			机	椅子	更衣ロッカー	棚	レジスター
南部	川崎区	浜川崎駅	1	3	4	2	1
		川崎新町	0	2	1	0	0
		八丁畷駅	0	3	1	4	1
		小島新田駅	1	4	1	1	1
		産業道路駅	1	3	0	1	1
		川崎大師駅	1	3	0	1	1
		川崎駅東口第1施設	0	2	1	0	0
		川崎駅東口第2施設	2	3	4	2	1
		川崎駅東口第8施設	3	3	3	0	1
		川崎駅東口第11施設	0	0	1	0	0
	幸区	川崎駅西口第2施設	2	4	2	1	0
		尻手駅	1	3	1	1	1
		鹿島田駅	2	4	0	1	1
		新川崎駅第2施設	1	1	0	0	0
		新川崎駅第6施設	2	3	0	1	1
新川崎駅第8施設	1	1	0	0	0		
中部	中原区	向河原駅	2	2	1	0	0
		武蔵小杉駅第3施設	2	5	1	0	0
		武蔵小杉駅第5施設	2	9	0	4	0
		武蔵中原駅第1施設	2	4	1	3	0
		武蔵中原駅第2施設	2	4	2	3	0
		武蔵新城駅第1施設	3	6	1	1	0
		元住吉駅第1施設	5	5	0	1	0
		元住吉駅第2施設	3	3	0	2	0
	高津区	武蔵溝ノ口駅北口	2	12	4	2	0
		武蔵溝ノ口駅南口	4	12	4	3	0
		津田山駅	1	5	1	2	0
		久地駅	0	3	1	0	0
		高津駅	1	3	0	1	0
北部	宮前区	宮崎台駅	3	2	1	2	0
		宮前平駅	2	6	0	3	0
		鷺沼駅	4	10	3	0	0
	多摩区	登戸駅南側	3	5	2	4	0
		登戸駅北側	6	10	4	5	0
		中野島駅	1	4	1	1	0
		稲田堤駅	2	5	0	2	0
		京王稲田堤駅	1	1	0	2	0
		向ヶ丘遊園駅	3	13	5	3	0
		生田駅	1	11	1	10	0
		読売ランド前駅	1	7	1	2	0
	麻生区	百合ヶ丘駅	1	2	0	2	0
		新百合ヶ丘駅	1	8	5	3	0
		柿生駅	1	5	0	2	0
鶴川駅		0	4	1	2	0	
はるひ野駅		1	4	1	2	0	

※網掛けは備品